

特別養護老人ホーム

明風園



サービス事業(介護保険事業者番号)

- ・特別養護老人ホーム(1070103526)
- ・ショートステイ (1070103526)
- ・デイサービスセンター(1070103559)
- ・居宅介護支援事業所(1070103500)

〒371-0004 前橋市亀泉町1-26

- 特養・ショート TEL 027-269-4380
- FAX 027-269-4389
- デイ・居宅 TEL 027-260-3205
- FAX 027-260-3206

明風園運営理念

- 1 笑顔を大切に、利用者の皆様とともに生き生きと歩む。
- 2 できることを活かせば人が見えてくる、個別のケアが見えてくる。
- 3 「介護といえば明風園」地域に根ざして、地域に應える。
- 4 小さな見直しがやがて大きな改善に、
チームとして次の工夫を惜しまないケアを目指す。
- 5 プロとして、新しい介護に向かって自分を研く。

特別養護老人ホーム明風園は、昭和41年4月にオープンした歴史ある施設ですが、平成22年4月に社会福祉法人群馬県社会福祉事業団が群馬県から移譲を受け新生施設として再スタートを切りました。今まで培ってきた実績を損なうことなく、利用者の皆さんがいつまでも生き生きと暮らせるよう理念に沿って細やかなケアを提供して行きたいと思っております。

また、隣接する群馬県介護研修センターと連携し、実習部門として協力しながら研究の成果等を積極的に実践に取り入れ専門性を高めるよう努めてまいります。

特別養護老人ホーム

入所定員 80名

常時介護を必要としながらも、在宅では十分な介護を受けることが困難な要介護認定者の方に、安心して生活していただけるように、身の廻りのお世話をさせていただきます。入所は、原則として要介護認定で「要介護」と認定された方が対象となります。

ショートステイ

利用定員 10名

在宅の介護を必要とするお年寄りの方を一時的にホームでお世話いたします。ショートステイの利用は、要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

デイサービス

利用定員 25名

在宅のお年寄りの方が日帰りにて利用できます。入浴、食事の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。ご自宅と施設の間は送迎いたします。事業所の利用は、「要支援」「要介護」と認定された方が対象となりますが、未だ要介護認定の認定を受けていない方でもサービス利用できます。



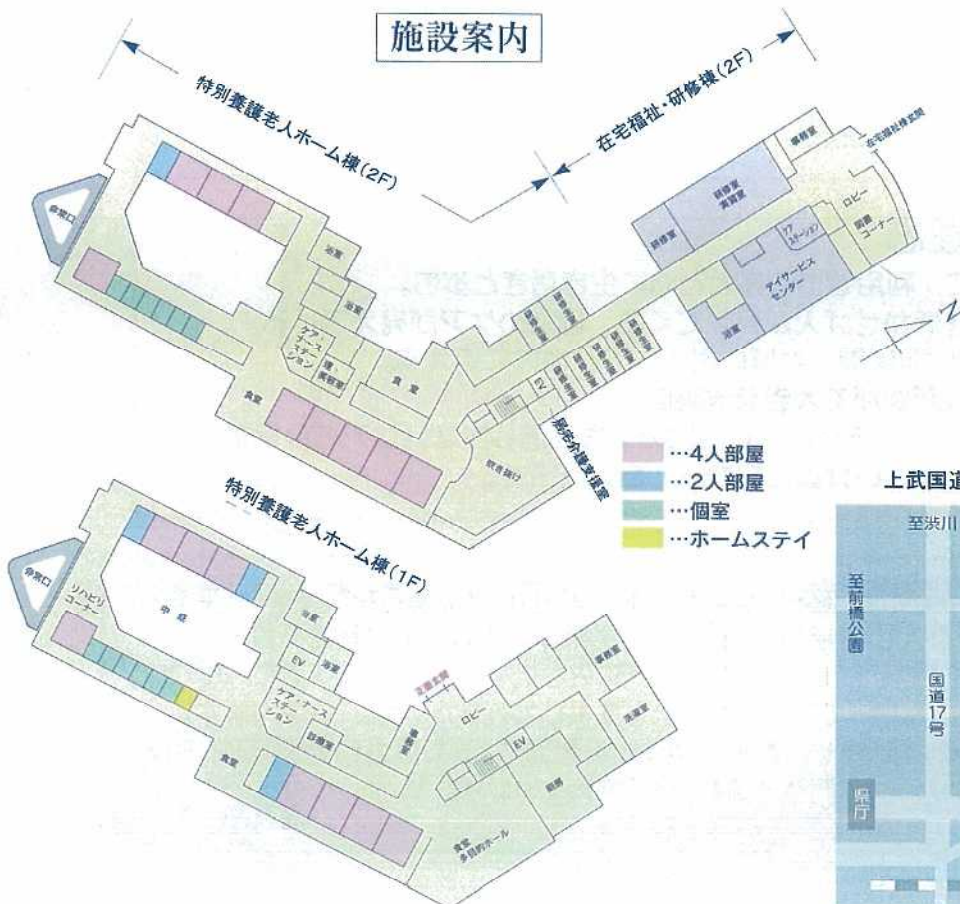
居宅介護支援事業

利用日及び時間

月～金の8:30～17:30

ケアを必要とするお年寄りの方々に、介護保険にかかわる相談や手続き代行などをお受けします。また、介護サービスを利用するうえで必要な連絡調整等を行い円滑な利用のお手伝いをいたします。

施設案内



上武国道終点出口の信号を直進で明風園です。



平成22年度 特別養護老人ホーム明風園施設運営実績

平成23年3月31日現在

(特別養護老人ホーム) 利用定員 70名

年齢別利用者の状況

単位:人

性別	年齢	~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~89	90~94	95~99	100~	計	平均
女					3	6	8	16	14	6	1	54	87歳6ヶ月
男						5	2	4	4			15	84歳10ヶ月
計		0	0	0	3	11	10	20	18	6	1	69	86歳11ヶ月

最高齢 101歳

出身市町村の状況

単位:人

前橋市	桐生市	伊勢崎市	渋川市	藤岡市	計
62	2	2	2	1	69

要介護度の状況

単位:人

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
1	5	18	17	28	69

平均介護度 3.96

認知症日常生活自立度の状況

単位:人

区分	自立	ほぼ自立	a 家庭外で 要見守り	b 家庭内で 要見守り	a 日中を中心に 要介護	b 夜間を中心に 要介護	常時要介護	M 要医療	計
人数	3	3	5	11	16	7	20	4	69

障害高齢者日常生活自立度の状況

単位:人

区分	J1(生活自立) 独力外出可	J2(生活自立) 近隣外出可	A1(準寝たきり) 日中は離床	A2(準寝たきり) 日中も 寝たり起きたり	B1(寝たきり) 車椅子移乗 自立	B2(寝たきり) 車椅子移乗 介助	C1(寝たきり) 自力で 寝返り可	C2(寝たきり) 自力で 寝返り不可	計
人数	0	0	6	11	12	19	5	16	69

利用状況推移

単位:人

区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
入所		3	4	3	2	1	1	2	1	3	3	3	26
退所	死亡	4	3	2	1	1	2	2	1	1	5	1	24
	他				1			1		1			3
	計	4	3	2	2	1	2	3	1	2	5	1	27
月末在所者	66	66	68	69	70	69	67	68	67	65	67	69	
取扱延べ人員	1,973	1,994	2,033	2,013	2,045	1,972	2,031	1,945	2,038	2,029	1,822	2,028	23,923

年間利用率 93.6%

職員体制

単位:人

区分	常勤	非常勤	派遣 ト遣	兼務	職員数 (兼務は差引)	区分	常勤	非常勤	派遣 ト遣	兼務	職員数 (兼務は差引)
施設長	1				1	介護員	25	4	3		32
事務員	2			1	1	調理員	4	3			7
生活相談員	2				2	医師		2			2
介護支援専門員	1			1	0	設備			1		1
看護師	3	2			5	洗濯員			1		1
管理栄養士	1				1	清掃員			2		2
栄養士		1			1	合計	39	12	7	2	56

(ショートステイ)

特別養護老人ホーム併設 利用定員 10名

利用状況推移

単位:人

区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実人員	要支援1			1							1		2
	要支援2				1	2	2	1	2	1	1	1	11
	要介護1				2	1	5	2	3	1	2		20
	要介護2	2	1	1		1	1	1	1	1	4	2	17
	要介護3	1	3	3	2	3	5	5	6	8	4	2	45
	要介護4	1	4	1	3	3	4	6	7	5	5	6	52
	要介護5			2	1	4	2	4	4	6	5	4	37
計	4	8	7	10	14	19	19	23	22	21	15	22	184
利用延べ日数	28	65	41	63	144	227	226	245	261	236	173	176	1,885

(サービス)

[開所日、利用定員] 4～10月：月～金(祝日、年末年始を除く)、定員20名
11～3月：月～土(年末年始を除く)、定員25名

年齢別利用者の状況

単位:人

年齢	65～	70～	80～	90～	計	平均	
性別	～64	69	79	89			
女		1	7	19	9	36	82歳1ヶ月
男	1	1	2	8	2	14	85歳10ヶ月
計	1	2	9	27	11	50	84歳9ヶ月

最高齢 98歳

要介護度の状況

単位:人

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
7	8	15	3	3	9	5	50

利用状況推移

単位:人

区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実人員	要支援1	10	10	10	9	9	8	9	9	8	8	7	105
	要支援2	5	5	5	6	5	6	6	6	5	5	6	65
	要介護1	8	8	9	9	10	12	10	10	11	11	14	126
	要介護2	1	1	1	1	1	1	2	3	2	2	3	20
	要介護3	4	4	3	2	3	3	3	3	4	3	3	38
	要介護4	6	7	7	7	8	9	9	10	10	7	8	96
	要介護5	2	2	3	3	3	3	3	3	4	4	5	40
	計	36	37	38	37	39	42	42	44	44	40	45	46
利用延べ日数	294	257	299	277	316	312	310	371	339	329	338	404	3,846

職員体制

単位:人

区分	常勤	非常勤	派遣 ト遣	兼務	職員数 (兼務は差引)	区分	常勤	非常勤	派遣 ト遣	兼務	職員数 (兼務は差引)
生活相談員	3				3	機能訓練指導員		1		1	0
介護員	2	3		2	3	運転技師			2		2
看護師		1	1		2	合計	5	5	3	3	10

(居宅介護支援事業)

サービス計画作成の状況

単位:件

区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
介護給付	18	18	19	19	22	27	32	34	36	38	36	41	340
予防給付	0	1	4	3	5	7	10	12	16	14	13	14	99
計	18	19	23	22	27	34	42	46	52	52	49	55	439

要介護認定調査の状況

単位:件

区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
要介護認定	6	18	17	29	27	25	24	27	23	21	22	23	262

職員体制

単位:人

区分	常勤	非常勤	派遣 ト遣	兼務	職員数 (兼務は差引)
介護支援専門員	2	1			3

平成23年度特別養護老人ホーム明風園事業計画

施設運営を引き継いで一年が経過し、運営体制にも一定の安定感が出てきているが、併せて様々な場面で課題も明らかになってきている。これから一つ一つ着実に課題をクリアする姿勢で臨んでいくが、全ての課題の基底にチーム力・組織力の強化があり、これを核として、基本方針としては「介護の専門性」を高め一歩進んだケアを提供する土壌を育てることで従業員満足度を高め、その先にある利用者満足度の向上を狙って、少しずつでも前進するよう取り組んでいく。

ケアの質については、引き続き基本ケアのさらなる充実を目指す中で、利用者の皆さん一人一人が「自分らしさ」を保てるよう個別のケアを提供していくが、その方向性としては、現状維持の介護にとどまらず、自立支援を基本とし生活の質の改善がしっかりと確認できる「結果を出す介護」へと軸足を移していきたい。そのために、まずケア情報の確実な流れを構築し、サービス基準を明確にして、全スタッフが細部まで均質なケアを提供できるよう目標を定め取り組んでいく。

また、併設される群馬県介護研修センターと連携し、認知症リーダー研修の実習部門として充分機能するよう協力体制を構築するとともに、介護現場としても認知症ケアのスキルを様々な切り口で積極的に研いしていきたい。

なお、本年度は余裕のある特養の入所スペースを社会資源として有効活用するために10床増床し、県の意向を受けて特に聴覚障害のある方々の利用に配慮した設備及び人的体制を整備するとともに、常時介護を必要とする聴覚障害のある利用者の皆さんを積極的に受け入れ、社会的・公的責任のネットワーク構築の取り組みを促進する。併せて、昨秋から増加した通所の利用ワケをフル稼働して地域との連携を確かなものとし、地域から信頼を得られるよう努める。

運営理念

- 1 笑顔を大切に、利用者の皆様とともに生き活きと歩む。
- 2 できることを活かせば人が見えてくる、個別のケアが見えてくる。
- 3 「介護といえば明風園」地域に根ざして、地域に応える。
- 4 小さな見直しはやがて大きな改善に、チームとして次の工夫を惜しまないケアを目指す。
- 5 プロとして、新しい介護に向かって自分を研く。

特別養護老人ホーム事業

1 基本事項

- (1) 我々の仕事の出口は、良質な介護サービスを提供することに尽きる。そこに向かって全スタッフで協働し、利用者及び家族の皆さんの満足度向上を目指す。
- (2) 利用申込をし待機している皆さんに、なるべく早くご利用いただけるよう効率良く迅速な対応を心がけ、社会資源である専用床の稼働率を向上させる。
- (3) 本年度は、余裕のあるスペースを活用して利用定数を10床分増やし、聴覚障害者が利用しやすい環境の整備も併せておこない、社会的な使命を果たすよう取り組む。

2 ケアマネジメント

- (1) ケア方針は「自立支援介護」とし、チームケアを徹底して改善が実感できるサービスを提供する。
- (2) ケアマネジャーの統括の元、介護現場を中心に、利用者の皆さんの多面的なアセスメントを基盤とした、提供する介護サービスに直結するケアプランを作成する。
- (3) サービス提供にかかる情報の流れを整理構築し、ケアプランに基づくサービス基準を作成して、これに基づきチームで一貫したケアを行う。

- (4) サービス基準等ケア方針の見直しは、提供したサービスを振り返って常に新しい視点でモニタリングを行い、改善しながら次回のケアプラン変更へと繋げていく。
- (5) 生活の質に着目した栄養ケアマネジメントを行い、個々の食べる楽しみを大切にしながら、健康の維持、生活機能の向上を目指す。

3 生活支援

- (1) 介護の専門性を確立することを目指して、利用者の皆さんのADL・IADLの向上にむけて「自立支援」を掲げ、一人ひとりの状況に応じた「個別ケア」を提供する。
- (2) 「尊厳の保持」を基本とし、身体拘束廃止やリスクマネジメントを積極的に進め、褥瘡の予防、治癒への取り組みを強化して心地よい生活環境を創る。
- (3) 医療機関との連携を密にし、緊急対応に備えて安心できる環境を整えるとともに、感染症予防等疾病予防にも気を配る。本年度は、介護職員のたんの吸引等にかかる研修に積極的に取り組み、看護・介護のいっそうの連携強化を進める。
- (4) 食事は生き活きとした生活を実現するための重要なファクターと捉え、口腔ケアを積極的に行い食事姿勢に配慮するなど自立度を高める介助を行うとともに、手作りメニューや行事食を積極的に取り入れたりソフト食等も独自に研究するなど、臨機な対応が可能な調理部門直営のメリットを生かし、豊かな食生活を実現する。
- (5) 生き甲斐を大切にするため、余暇活動等を積極的に支援し、日々のレクリエーションに重点を置いて取り組むとともに、外出支援等にも取り組んで、豊かな生活環境を演出する。
- (6) ご家族と利用者一人一人の気持ちに添って看取り介護ができるよう取り組み、ターミナルケア体制整備に努める。
- (7) 環境の美化に努め、彩り豊かな生活環境を整える。
- (8) 防災や非常事態発生に際して組織としての対応を明確にし、的確な体制を整える。

4 地域との連携

- (1) 地域に開かれた福祉施設として、施設機能や情報の提供に努め、地域の方々との連携・交流を積極的に推進する。
- (2) 医療、福祉の関係機関等との連携をより一層促進し、地域ネットワークの構築を図る。
- (3) 地域の福祉ニーズを拾い上げ、これに応える新しいサービスの構築を目指す。
- (4) ボランティア等を積極的に受け入れるよう体制を整える。
- (4) 福祉関係職員の人材育成のため学生等の実習を積極的に受け入れる。

5 職員研修

- (1) 職員各位のスキルアップを目指し、計画的に内部研修を実施する他、外部の各種研修会に参加する機会を増やし、先進的な専門的知識や技能の習得を目指す。
- (2) 外部の研修受講者による内部の伝達講習を積極的に実施するなど情報伝達を徹底し、外部からの刺激を組織に浸透させるよう努める。
- (3) 職員毎に課題を明確にし、日常の業務の中で一つ一つ達成して行くよう組織的にOJTに取り組んで行く。
- (4) SDS（自己啓発援助制度）を積極的に取り入れ、職員の自発的な向上心を支援する。

6 情報化

- (1) 介護サービスを効果的に提供できるよう、介護保険対応システムを活用して記録の充実に努め、ケアの改善に生かすための記録を確立する。
- (2) 利用者の方々やご家族等に対し、介護情報の提供を積極的に行う。
- (3) ホームページを整備して当園の取り組み状況を社会に発信しアピールするとともに、内部の情報共有を積極的に進めチーム意識の高揚を図る。

7 介護研修センターとの連携

- (1) 介護研修センターの実施する「認知症介護実践リーダー研修」の実習施設として、研修が効果的に実施できるよう協力体制を築く。
- (2) 実習の中で研究協議された成果を介護の実践の場に積極的に活用するよう努める。
- (3) 研修センターとの連携を意識し、認知症介護のスキルアップを積極的に進める。

短期入所生活介護事業（ショートステイ）

1 在宅介護支援

- (1) 日頃からご家族とのコミュニケーションを密にし、在宅での暮らしを大切にすることを念頭に置いて、家庭生活の延長線上にある施設サービスを提供する。
- (2) ご家族に対し、利用状況等の情報をお伝えするとともに、介護等にかかる相談に応じ、ケアの技術や介護用品等にかかる的確なアドバイスを提供する。
- (3) 利用者の皆さんの状況に応じて的確なサービス計画を作成し、これに基づいて在宅での生活とのつながりを大切にケアを行う。
- (4) 介護の機能だけでなく、利用者の皆さんが施設での生活を楽しめるという視点を重視してケアに取り組む。

2 サービス体制の強化

- (1) サービスの利用ニーズは確実に増加しており、ショートステイの10床は重要な社会資源と位置づけて、できる限り利用率の向上に努める。
- (2) 送迎サービスを充実させ、サービス需要に的確に対応する体制を整える。

通所介護事業（デイサービス）

1 在宅介護支援

- (1) 「自立支援」を基本方針とし、基本ケアの質を高めるよう取り組みながら、利用者の皆さんの個別のニーズに細やかに対応するサービスを提供する。
- (2) サービス提供にかかる情報の流れを構築し、通所介護計画・個別機能訓練計画を含めサービス基準を明確にしたチームケアの体制を確立する。
- (3) 楽しく充実した毎日を醸し出せるよう、レクリエーションや行事等のサービスメニューの幅を広げていく。
- (4) 食事は日々の生活を豊かに彩るための重要な要素であるため、楽しくバラエティーに富んだメニューや行事食を準備し、利用者の皆さんの満足度を高めるよう努める。
- (5) ご家族が安心して利用者を送り出せるよう、日頃からコミュニケーションを密にし、事業所と利用者の皆さんとそのご家族の良好な信頼関係を築く。
- (6) 増加させた利用定数及び営業日（土曜・祭日）を積極的に活用して地域のニーズに応えるよう取り組み、利用率の向上を目指す。
- (7) 増加する利用に的確に応えるため、効率を意識して業務改善を進め、組織体制の見直し強化を図る。

2 総合的支援

- (1) 事業の実施にあたっては、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの協力を仰いで、総合的にサポートしていく。
- (2) 地域の福祉サービスの信頼される相談窓口として機能するよう積極的に情報収集を行うとともにPRに努め、活動範囲の拡大を目指す。

平成23年度 明風園居宅介護支援事業計画

居宅介護支援事業所は、地域で介護サービスを必要とする人々が安心して快適なサービス利用を実現するための窓口として機能しなければならない。相談しやすい存在感のある窓口として、地域の信頼を得られるよう積極的に活動範囲を広げ、多方面からの情報集積に努めていく。また、居宅介護サービス計画の作成にあたっては利用者本位をモットーとし、継続的な訪問による再評価を実施して、より効率的かつ公正中立な居宅サービスが受けられるよう支援する。

1 居宅介護支援

- (1) 介護サービスを必要とされる地域の皆さんが可能な限り居宅において自立した日常生活を営めるよう支援する。
- (2) 利用者の皆さんの選択と適切なアセスメントに基づき居宅介護サービス計画を作成し、提供事業者との連絡調整を密にして、快適にサービス利用できるよう援助するとともに、常にその立場に立って意思及び人格を尊重し、公正中立に支援する。
- (3) 介護保険施設への入所を要する場合や希望がある時は、施設の紹介、その他の適切な便宜をはかるよう努める。
- (4) 要介護認定にかかる支援や調査を積極的に行い、活動範囲を広げるとともに職員のスキルアップを目指す。
- (5) 本体施設と地域の接点としての役割を意識し、社会資源の稼働率を上げることを使命として介護サービスを必要とする皆さんの発掘を進める。
- (6) 適切な支援を行ってこれを積極的に地域にアピールし、知名度を高めるとともに、信頼される事業所となるようPRを強化する。

2 地域活動

- (1) 情報集積機能を高め、幅広く関係情報を集めて解りやすく情報提供するよう努め、親しみやすく利用しやすい相談窓口としてのポジションを確立する。
- (2) 開かれた福祉施設として、地域福祉の形成を担うため、地域の福祉関係機関等との連携を密にするとともに、地域の皆さんとの連携・交流を積極的に行う。